

こども家庭センターの設置について

1. 背景・目的

- 国は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、令和4年に児童福祉法を改正し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ母子保健分野と児童福祉分野が一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を令和6年4月から市町村の努力義務とし、相談支援体制の強化を図るとした。
- 本市では、「子育て世代包括支援センター」と「児童家庭相談室」を「子ども未来室」内に設置し、妊娠期から子育て期の世帯への切れ目ない支援を一体的に取り組んでいるところである。
- 本市の相談対応の状況としては、妊娠届出数が少子化の進行に伴い年々減少しているものの、精神疾患の既往やシングル、若年妊娠など、支援を必要とするハイリスク妊婦は増加傾向にある。加えて、養育等に関する相談件数も増加傾向である。そのため、虐待等への予防的な観点から、2つの機能を再編・充実させた「こども家庭センター」を設置することで相談支援体制の強化を図るもの。

2. 業務概要

- 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務
状況・実情の把握、母子保健・児童福祉に係る情報の提供、相談等への対応、健診等
- 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
相談、通告の受付、ケース会議の開催、サポートプランの策定・更新、サポートプランに基づく支援等
- 地域における体制づくり（こども計画策定に合わせ検討する）
地域資源の開拓、地域子育て相談機関の設定、家庭支援事業の利用勧奨、措置等

3. 組織体制

- 設置にあたっては、こども家庭センター長をトップとして統括支援員（母子保健と児童福祉分野双方について十分な知識をもつ者）を配置することになっている。
- 現在の「子ども未来室」の分掌する事務が、「こども家庭センター」の業務や機能を含むことや、既に母子分野と児童福祉分野に亘って一体的に対応していることから、子ども未来室長がこども家庭センター長を担い、さらに統括支援員を新たに配置（増員）し、体制の強化を図る。
- 相談対応については、「子ども家庭課」の母子保健担当と児童家庭相談室で対応しているが、「児童家庭相談室」に相談機能を集約し、名称を「子ども家庭相談担当」とする。

4. 設置時期

令和6年4月

《こども家庭センター体制図》

